

# 函館厚生院看護専門学校学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この学校(以下「本校」という。)は、看護に必要な基礎的知識と技術を教授するとともに、豊かな人間性を養い地域社会に貢献できる看護実践者の育成を目的とする。

(名称及び位置)

第2条 本校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 函館厚生院看護専門学校

位置 函館市本町34番8-1号

(課程及び学生の定員)

第3条 課程の組織、修業年限及び学生定員は、次のとおりとする。

分 野	課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員
医 療	専門課程	看護科(3年課程)	3年	40	120

(在学年限)

第4条 学生は、6年を超えて在学することができない。

2 転入学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学期を分けて次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日

(3) 本校の創立記念日(9月1日)

2 春期、夏期、冬期等における休業日は1年を通じ10週間とする。

3 前項の定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

## 第3章 教 育 課 程

(教育課程)

第8条 教育課程は別表のとおりとする。

2 別表中、1単位当たりの時間数は、講義・演習については15時間又は30時間、実習・実技については30時間又は45時間とする。

## 第4章 入学、休学、復学、退学、転入学

### (入学資格)

第9条 本校に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

### (入学の出願)

第10条 入学を志願する者は、所定の願書に別に定める検定料及び書類を添えて所定の期日までに学校長に提出しなければならない。

### (入学の選考)

第11条 入学を志願する者に対しては、学力検査、出身校長の調査書、面接により選考を行う。

### (入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに誓約書、その他本校所定の書類と別に定める入学料を添えて提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 既納の入学料は、いかなる事情があっても返還しない。

### (授業料等)

第13条 学生は、別に定める授業料等を指定された日に納入しなければならない。

- 2 既納の授業料等は、いかなる事情があっても返還しない。

### (氏名及び住所の変更の届出)

第14条 学生又は保証人の氏名又は住所を変更したときは、すみやかに学生はその旨を学校長に届け出なければならない。

### (各種試験に応ずる場合等)

第15条 学生は、他の学校に入学を志願し、又は各種の試験に応じようとするときは、あらかじめ、学校長の承認を受けなければならない。

### (欠席の届出)

第16条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、その理由を具し、すみやかに学校長に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、欠席が疾病のため7日以上にわたるときは、医師の診断書を添えなければならない。

### (休学)

第17条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き1月以上休学しようとするときは、その理由を具し保証人と連署のうえ、学校長に願い出て、許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、休学が疾病によるときは医師の診断書を添えなければならない。

(復学)

第18条 休学中の学生が復学しようとするときは、学校長に願い出てその許可を受けなければならない。

(退学)

第19条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、その理由を具し（疾病の場合にあつては医師の診断書を添え）、保証人と連署のうえ、学校長に願い出てその許可を受けなければならない。

(転入学)

第20条 転入学を志願する者がある場合は、学校長は欠員のある場合に限り、選考のうえ許可することができる。

- 2 前項の規定により転入学等を許可しようとする者の既に修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、教務会議の議を経て学校長が決定する。

## 第5章 単位修得の認定、成績評価

(単位修得の認定及び成績評価)

第21条 単位修得の認定は、各授業科目に係る講義、実習等への出席状況（授業時数の3分の2の出席）と当該科目の試験又は実習評価に基づき行う。

- 2 授業科目の成績は、1科目100点満点とし、60点以上を合格とする。
- 3 授業科目の成績が前項の合格点に達しない者は、その科目につき再試験を受けることができる。
- 4 授業科目の試験に欠席した者で、その欠席の理由が正当であると認められる者は、追試験を受けることができる。

(入学前の授業科目の履修等)

第22条 本校入学前に大学、高等専門学校、又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表第3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があつた場合には、履修した学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校において履修したものと認定することができる。

- 2 本校の入学前に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者で養成所に入学した者の単位の認定について申請のあつた場合には、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生労働省令第50号）別表第4に規定する基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号）別表第4に定める人間と社会の領域に限り、既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は本校において履修したものと認定することができる。

## 第6章 卒業の認定

(卒業の認定)

第23条 学生の卒業は、規定の授業科目の単位修得の認定を受けた者について卒業認定会議の議を経て学校長が認定する。

2 学校長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第24条 学校長は、前条により本校の専門課程看護科を修了した者に対して、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(資格の取得)

第25条 本校専門課程看護科を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

## 第7章 健康管理

(健康管理)

第26条 学校長は、学生の健康管理に努め、1年に1回以上の健康診断を実施する。

2 学生の健康管理に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

## 第8章 賞 罰

(表 彰)

第27条 学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、学校長が表彰することができる。

- (1) 品行方正で学業成績優秀な者
- (2) 3年間皆勤し学業に精励した者
- (3) その他、表彰に値する行為を行った者

(懲 戒)

第28条 本校の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は学校長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
  - (5) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けたにもかかわらずなお納入しない者

## 第9章 職員の組織及び運営

(職員の組織)

第29条 本校に次の職員をおく。

- (1) 学校長 1名
- (2) 副学校長 1名
- (3) 事務長 1名
- (4) 教務課長 1名

- (5) 実習調整者 1名
- (6) 専任教員 7名以上
- (7) 講師 30名以上
- (8) 健康管理医 1名
- (9) 事務員 1名以上
- (10) 前各号に掲げる者のほか、学校長が必要と認める職員

(運営)

第30条 職務及び運営については、函館厚生院看護専門学校業務規程で定める。

## 第10章 貸 与

(物品の貸与)

第31条 学生には必要物品を貸与する。

- 2 学生への物品貸与に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

## 第11章 個人情報保護

(個人情報保護)

第32条 本校は、学則第1条の目的を達成するため、学生が安心して学校生活を送れるよう、個人情報を適切に保護し、利用目的を遵守する。

- 2 前項の個人情報保護に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

## 第12章 学校評価

(自己点検・自己評価)

第33条 本校は、学則第1条の目的を達成するため、教育の質の向上を図り、教育活動等について自ら点検及び評価を行う。

- 2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

(学校関係者評価)

第34条 本校は、学則第1条の目的を達成するため、教育の質の向上を図るため、学校関係者評価を行う。

- 2 前項の評価に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

## 第13章 雑 則

第35条 この学則を施行するために必要な細則は、学校長が別に定める。

附 則

この学則は昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1. この学則は平成2年4月1日から施行する。
- 2. 平成2年3月31日において現に函館厚生院看護専門学校に在学する学生に係る授業科目及び授業時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 9 年 3 月 31 日において現に函館厚生院看護専門学校に在学する学生に係る授業科目及び授業時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 21 年 3 月 31 日において現に函館厚生院看護専門学校に在学する学生に係る授業科目及び授業時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 4 年 3 月 31 日において現に函館厚生院看護専門学校に在学する学生に係る授業科目及び授業時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。